

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日

南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	園部町元村地域 (小山東町、小山西町、城南町、横田、黒田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月19日 ~ 令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は農地が市街化区域と市街化調整区域に混在しており、水稻栽培が中心である。地域農業の担い手として大規模な経営体が存在し、地区を跨ぎ27ha程度農地を引き受けているが、市街化区域の農地転用や高齢化等により農業者が年々減少し、遊休農地の増加が懸念されている。従って、後継者がなく農業経営が困難になった農家の所有する農地は、大規模経営体や地区外の農業者に農地集積や作業受託を進め、地域の農地維持に努めている。また、代替わりを順調にできている地区もある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

大規模経営体や個人を中核的な担い手として位置づけ効率的な営農の展開を図りながら、作業受託など地域全体で地域農業を維持・保全する体制を確保したい。また、担い手が農地を集約させ、露地栽培や施設栽培で野菜の生産に取り組み、農業所得の向上を目指す。
農業用施設の補修や長寿命化が課題であり、国の補助事業も活用しながら抜本的な更新を行っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
高齢化等により貸付希望農地の増加が考えられるが、大規模経営体は膨大な農地を引き受けているので、規模拡大が難しくなってくる。そのため、できるだけ団地化を進め、他の農地は地域で守り、遊休農地の発生防止に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
地域での話し合いを行い、効率的な農地利用ができるよう調整し、農地の貸し借りを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備は概ね完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
農業を担う者が不足することが予測されるので、地域外からの参入者を受け入れる体制を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現在農作業受託の取り組みは特にないが、今後農地の効率的な利用ができなくなることの懸念もあるため、検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鹿や猪の被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて、地域外からの捕獲人材の確保を進める。

⑤農地を利用するにあたり、比較的栽培の難易度が低い果樹の栽培を検討している。

⑦近隣農家との連携を進め、地域総がかりで農地を保全・管理する体制を整えている。